

別紙 1

双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務

公募型プロポーザル実施要領（案）

令和 7 年 6 月

双葉町

双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務公募型プロポーザル 実施要領（案）

1. プロポーザルの目的

本プロポーザルは、双葉町（以下「町」という。）が、双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務（以下「本業務」という。）を委託するにあたり、業務に対する高い意欲と技術的能力等が優れた事業者を契約候補者として選定するため実施するものであり、本要領により必要な事項を定める。

2. 業務の目的

双葉町は、令和4年8月の特定復興再生拠点区域の避難指示解除後、町内の居住人口拡大のため、生活環境の整備や移住・定住促進のための情報発信等に取り組んできた。一方で、町内の居住人口は依然として震災前の2%にとどまっており、居住人口のさらなる拡大には、ハード面の充実が急務である。

本業務では、将来の移住候補者を育む「関係人口」の層を広げることを目的に、町の現状を正確かつ魅力的に発信し、外部との交流機会を創出する。風評に惑わされない双葉町の現状と可能性を広く共有し、「町の再生に自分も関わりたい」と思う人材を増やすことで、生活環境が整ったタイミングでの移住や二地域居住等へとつなげる。

3. プロポーザルの概要

（1）委託業務名称

双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務

（2）業務内容

別紙3「双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

（3）契約上限額

30,000,000 円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画提案の規模を示すためのものであることに留意すること。

※最終的な実施内容、契約金額については、町と調整した上で決定する。

（4）契約期間

委託契約締結日から令和8年3月31日（火）まで。

（5）事務局の設置

本プロポーザルを実施するにあたり、町は14.に記載のとおり事務局を設置する。

（6）プロポーザル審査委員会の設置

本プロポーザルを審査するに当たり、プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」

という。)を設置する。なお、審査委員の氏名及び人数は公表しない。

4.プロポーザル実施スケジュール

(1) 公告 (公募開始)	令和7年7月1日 (火)
(2) 質問書提出期限	令和7年7月7日 (月)
(3) 質問への回答期限	令和7年7月14日 (月)
(4) 参加表明書提出期限	令和7年7月22日 (火)
(5) 提案審査参加資格通知	令和7年7月25日 (金)
(6) 企画提案書・辞退届提出期限	令和7年8月13日 (水)
(7) 企画提案審査 (プレゼンテーション)	令和7年8月20日 (水) (予定)
(8) 契約候補者及び次点契約候補者の選定・ 非選定通知	令和7年8月25日 (月) (予定)

5.参加資格要件

本プロポーザルへの参加を申し込む事業者 (以下「参加表明者」という。)に必要とする参加資格要件は、次のとおりとする。

(1) 参加表明者の資格要件等 (一般的事項)

- ① 過去5年間 (令和2年度～令和6年度)において、原子力災害被災地域 12 市町村 (※1)における復興のための情報発信業務 (※2)について、受託実績を有すること。
(※1) 田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯館村
(※2) 単なる行政広報にとどまらず、関係人口の創出、風評払拭、地域外との持続的な関係構築を目的とした戦略的な情報発信業務
- ② 本業務を円滑に遂行できる安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- ③ 法人として登録されている者であること。
- ④ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- ⑤ 会社更生法 (平成14年法律第154号) 第17条の規定により更生手続き開始の申立てをした者においては、同法に基づく裁判所の更生計画の認可が参加資格確認に必要な書類の提出期限までになされた者であること。
- ⑥ 会社法 (平成17年法律第86号) 第511条の規定による特別清算開始の申し立てがなされていないこと。
- ⑦ 破産法 (平成16年法律第75号) 第18条又は第19条による破産の申し立てがなされていないこと。
- ⑧ 手形交換所による取引停止処分を受けていないこと。

- ⑨ 直近2年間、法人税、消費税、事業税、法人市町村民税、固定資産税等の公租公課を滞納していないこと。
- ⑩ 双葉町工事等の請負契約に係る指名競争入札参加者の資格審査及び指名等に関する要綱に基づく基準等（昭和62年訓令第2号）により指名停止を受けている者でないこと。
- ⑪ 双葉町暴力団排除条例（平成26年条例第5号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う者が経営、運営に関係していないこと。

（2）共同企業体の参加要件等

参加表明者が共同企業体である場合は、次に掲げる要件を満たすこと。

- ① 自主結成であり、事業者間で共同企業体協定書（案）（様式第3－5）に準じた協定を締結していること。
- ② 代表者を定めること。
- ③ 共同企業体の代表者（以下、「構成員」という。）は（1）①に示す参加資格要件を満たすこと。また、すべての構成員は（1）②～⑪に示す参加資格要件を満たすこと。
- ④ 本プロポーザルに参加する単体企業は、本プロポーザルに参加する他の構成員となることはできない。また、共同企業体の構成員が、ほかの共同企業体の構成員として同時に本プロポーザルに参加することはできない。
- ⑤ 共同企業体の構成員のいずれかと資本面において関係のある者、もしくは人事面で関係のある者が、他の共同企業体の構成員となることはできない。
 （※）「資本面において関係のある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又は企業の出資の総額の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連のある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者とする。
- ⑥ 代表者は、本プロポーザルへの応募手続きや契約候補者となった場合の契約協議など町との調整・協議等における窓口役を担うほか、構成員の債務すべてについて責任を負うものとする。なお、構成員が負担する責任の詳細については、共同企業体協定書（案）（様式第3－5）を参照すること。

6.質問と回答

（1）提出方法

公募型プロポーザルに関する質問書（様式第1）により、14.に記載の事務局あてに電子メールで送付すること。件名は「【質問】双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務」とし、送信後は事務局へ確認の電話連絡を行うこと。なお、質問は、1事業者1回限りとする。

(2) 提出期間

令和7年7月7日(月)正午まで

(3) 回答

質問に対する回答は、令和7年7月14日(月)に双葉町公式ホームページで公表する。

※質問のあった事業者名の公表はしない。

(4) 関連資料の提供について

仕様書に記載のとおり、本業務は「令和6年度双葉町地域魅力向上・発信事業」の調査分析結果を踏まえて実施するものである。

当該調査分析結果に関する資料の提供を希望する場合は、14.に掲げる事務局に「秘密保持に関する確認書」(様式第2)及び「印鑑証明書」(提出日において発行から3か月以内のものに限る。)を窓口にて提出すること。

提供期間は令和7年7月1日(火)～令和7年8月13日(水)(土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日)午前9時から午後5時(ただし、正午から午後1時の間は除く。)とする。

7.参加申し込み

(1) 参加表明書等の提出

参加表明者は、公募型プロポーザル参加表明書及び関係書類を14.に記載の事務局あてに持参又は簡易書留郵便等の配達記録が残るものにより郵送すること。電送によるものは受け付けない。また、持参の場合は前日までに事務局へ電話し、持参日時の調整を行うこと。

提出書類は以下の通りとする。

①公募型プロポーザル参加表明書(単体企業の場合は様式第3-1、共同企業体の場合は様式第3-2)

②会社概要(様式第3-3)と直近2年分の決算書又は事業報告書(収支状況がわかるもの)

③納税証明書(国税:納税証明書(その3)、地方税:都道府県民税及び市区町村民税に未納がないことの証明)

④定款又は寄付行為の写し(直近3か月以内のもの。法人格を有しない場合は、団体規約の写し等運営規約に相当するもの。)

⑤法人登記の写し(直近3か月以内のもの)

※法人格を有しない場合は、名称所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類。

⑥暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する誓約書(様式第3-4)

⑦「5.参加資格要件」の(1)①に掲げる業務実績を確認できる契約書

- ⑧共同企業体協定書（様式第 3－5）（※共同企業体で参加する場合のみ）
- ⑨委任状兼使用印鑑届（代表企業の委任）（様式第 3－6）（※共同企業体で参加する場合のみ）

（2）受付期間（提出期限）

①期間

公告の日（令和 7 年 7 月 1 日（火））から令和 7 年 7 月 22 日（火）まで
ただし、上記期間のうち行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く日

②時間

午前 9 時から午後 5 時まで
ただし、正午から午後 1 時の間は除く。

（3）提出部数

提出書類すべてを 1 冊にファイル綴じ（二穴紙ファイル）し、2 部（正本 1 部、副本 1 部）を提出すること。

（4）参加の辞退

参加表明書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、令和 7 年 8 月 13 日（水）までに書面（単体企業の場合は様式第 3－7、共同企業体の場合は様式第 3－8）により、事務局あてに電子メールで送付すること。件名は「【辞退】双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務」とし、送信後は 14.に記載の事務局まで確認の電話連絡を行うこと。

（5）企画提案審査参加資格の通知

令和 7 年 7 月 25 日（金）に企画提案審査参加資格を全ての参加者に電子メールおよび郵送にて書面で通知する。

（6）その他

- ①受付期間までに提出されなかった書類等は、いかなる理由を持っても受理しない。
- ②提出した書類等に不備があった場合、事務局から再提出を要請するが、再提出の書類も受付期間までに提出すること。
- ③提出書類に虚偽の記載を行った場合は、応募を無効とする。

8.企画提案書の提出

（1）企画提案書の提出

企画提案審査参加資格の通知を受け取った事業は、次の書類を事務局あて持参又は郵送により提出すること。なお、提案書類は下記及び 9 に示す作成要領に基づき作成すること。

①企画提案提出書（様式第 4）

②実施方針・実施体制・実施工程（様式第5）

③特定テーマに対する提案書（様式第6）

④参考見積書（任意様式）

（2）提出期限

令和7年8月13日（水）午後5時必着

（3）提出部数

提出書類すべてをそれぞれにファイル綴じ（二穴紙ファイル）で提出すること。

提出書類①、④ 2部（正本1部、副本1部）

提出書類②、③ 8部（正本1部、副本7部）

9.企画提案書作成要領

（1）企画提案書に記載する項目

仕様書に基づき、次の順序に沿って作成すること。なお、文字サイズは10.5ポイント以上とする。

①実施方針・実施体制・実施工程

様式第5に記載すること。A4判4枚又はA3判2枚以内で作成すること。

実施体制については、予定される管理技術者の氏名を**正本のみに**記載すること。

②特定テーマ

様式第6に記載すること。A4判6枚又はA3判3枚以内で作成すること。（テーマ毎に枚数の指定はないが、必ず各テーマに対する提案は行うこと。）

1）特定テーマ1

4つの事業（サミット、メッセンジャーインレジデンス、ツアーモデル、マッチングプラットフォーム）を有機的に連動させ、持続的に関係人口の育成・定着へつなげるための全体設計と今後の展開可能性について具体的に提案すること。

2）特定テーマ2

サミットを、町の未来に関心を持つ多様な人材との新たな接点を創出する場として設計するにあたり、目的やテーマ設定、登壇者、プログラム構成をどのように組み立て、参加者にどのような気づきや行動変容を促すかについて具体的に提案すること。

3）特定テーマ3

マッチングプラットフォームを、町に関心を持った多様な人材との接点を維持・発展させる「関係人口のプール」として機能させるために、どのような仕組みや運用が必要かについて具体的に提案すること。

③参考見積書

仕様書に基づいた契約期間内に生じるすべての費用を見積もること。

各工程単位で費用、工数（人日）などを明記した積算内訳書を作成すること。

費用算出にあたり見積条件等がある場合は、その内容を明記すること。

(2) 留意事項

- ①本業務の主たる部分以外の一部を再委託することができる。再委託する場合は実施体制に再委託予定業務を記載すること。
- ②提出された書類は原則改変できないものとする。ただし、組織変更等やむを得ない場合の業務実施体制の変更については可能とし、その方法については 14.に記載の事務局の指示によるものとする。
- ③企画提案書の内容は、別紙 1「双葉町関係人口創出に向けた情報発信・共創促進等業務公募型プロポーザル評価基準」(以下「評価基準」という)に照らし、極力簡潔なものとする。ただし、略語や専門用語には注釈をつけること。また、仕様書に記載がない事項で委託業務の遂行上必要であると思われる提案があれば記載してもよい。
- ④企画提案書の内容は、提案者が責任を持って必ず履行できる内容にすること。
- ⑤企画提案書は住所、企業名等企画提案書提出者が特定できる名称などは記載しないこと。

10.本プロポーザルの審査・評価及び契約候補者等の選定

(1) 失格事項等

下記に示す失格事項等に該当する場合は審査の対象外とし、評価は行わないものとする。

- ①提出された書類の提出方法、提出先及び提出期限に適合しなかった場合
- ②提出後に参加資格要件を満たさなくなった場合
- ③見積価格が提案上限額を超える提案を行った場合
- ④提案書等に虚偽の内容が記載されている場合
- ⑤本要項等に記載のある必要事項を満たしていない場合
- ⑥同一の企画提案書提出者が 2 つ以上の企画提案書を提出した場合
- ⑦選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

(2) 企画提案審査(プレゼンテーション審査)

企画提案書についてプレゼンテーション、ヒアリングによる審査を行う。審査委員会は別紙 1「評価基準」により評価を行い、最高評価点の者を契約候補者として決定する。

最高評価点の者が複数いる場合は、特定テーマの評価点の合計が最も高い者を契約候補者とし、特定テーマの合計点においても同点の場合は最も安価な参考見積額を提出した者を選定する。また、次点の者を次点契約候補者とする。次点契約候補者は、契約候補者と町の本業務の委託契約締結により非選定となる。

なお、最高評価点となる者の評価点が満点の 6 割未満の場合は契約候補者として選

定しない。

① 開催日

令和7年8月20日（水）（予定）

②場所

双葉町役場2階大会議室（予定）

③プレゼンテーション及びヒアリング

ア 1事業者あたり、配置予定管理技術者を含め3名以内の出席とする。なお、出席者は参加表明者との雇用関係が確認できる資料（雇用保険証の写し等）を持参し、プレゼンテーション前に14.に記載の事務局に確認を受けること。

イ 1事業者あたりの持ち時間は、プレゼンテーション及びヒアリングを合わせて35分程度（プレゼンテーション20分、質疑応答15分程度）を予定し、企画提案審査の開催通知の時間割に従い実施する。

ウ プロジェクターを使用しての説明を認める。詳細は企画提案審査の開催通知にて通知する。

エ 事前に提出した企画提案書に基づきプレゼンテーションを行うこととし、追加資料の配付及び表示は認めない。

オ プレゼンテーションは非公開とする。

（3）企画提案審査結果（契約候補者の選定）の通知

審査結果は、令和7年8月25日（月）（予定）に契約候補者及び次点契約候補者に選定した者を双葉町公式ホームページ等で公表すると共に、全ての参加者に郵送にて書面で通知する。

11.非選定理由の説明要求

（1）企画提案審査において選定しなかった旨の通知を受けた者は、町に対して非選定理由について、次に従い書面（任意様式）により説明を求めることができる。

①受付期間（提出期限）

○期間

選定しなかった旨の通知をした日の翌日から起算して7日間

ただし、当該日数に休日を含まない。

○時間

午前9時から午後5時まで

ただし、正午から午後1時の間は除く。

②提出場所

14.に記載の事務局あて。

③提出方法

書面は1部を持参することとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (2) 町は、説明を求められたときは、提出期限の翌日から起算して 10 日（ただし、当該日数に休日を含まない。）以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

12. 契約に関する基本事項

(1) 契約の締結

本プロポーザルにより選定した契約候補者を相手方とし、交渉を行い、地方自治法施行令第 167 の 2 第 1 項第 2 号の規定により随意契約を行う。ただし、契約候補者と交渉が調わない場合は、次点契約候補者と交渉を行い、上記同様の規定により随意契約を行う。

①契約書及び仕様書の確定

契約書については別紙 2「業務委託契約書（案）」に基づき契約を締結する。仕様書については選定した契約候補者と協議を行い、提案内容を基本に全ての内容を再確認し、追加で実施する事項などを明確化するとともに、必要により仕様の修正・追加を行ったうえで確定する。したがって、契約候補者の選定をもって、提案内容を承認するものではない。

②契約金額の決定

契約金額は、協議結果に基づき確定した仕様書により、改めて見積書を徴取し、予定価格の範囲内であることを確認のうえ決定する。

③契約保証金

契約候補者は、双葉町財務規則（昭和 61 年規則第 1 号）に基づき、業務委託契約の締結までに、契約金額の 100 分の 10 以上に相当する契約保証金を町に納付しなければならない。ただし、双葉町財務規則第 98 条第 1 項各号に該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

(2) 支払い条件

別紙 2「業務委託契約書（案）」による。

(3) 再委託

別紙 2「業務委託契約書（案）」による。

13. その他

- (1) 本プロポーザルに係る費用の全ては、提出者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 提出書類は本プロポーザルの実施以外の目的では使用しないが、審査に必要な場合、複製を作成する場合がある。
- (4) 審査結果に対する異議は一切認めない。
- (5) 電子メール等の通信事故、書類等の郵送・配送中の事故（遅延を含む。）については、町はいかなる責任も負わない。

- (6) 本業務委託において受託者が談合その他不正行為にかかわった事実が発覚した場合、又は受託者の役員等が贈賄等で逮捕され社会的影響が大きいと町が判断した場合は、契約締結後であっても契約を解除する場合がある。

14. 事務局

本プロポーザルの実施に係る事務局は、以下のとおりとする。

双葉町復興推進課 担当：児玉、菊地

〒979-1495

福島県双葉郡双葉町大字長塚字町西73番地4

TEL：0240-33-0127 FAX：0240-33-0080

E-mail：fukko*town.futaba.fukushima.jp（*を@（アットマーク）に置き換え）